

九十二年第一回官野澤村議定例会議録

九十二年二月二十日第一回官野澤村議定例会と村役所会議

第一招集ニ付

一 出席議員の通リあり

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
一	仲村春正	九	米須清祐	五	天久盛雄
四	佐野真博祐	一〇	仲本正彦	六	当山伸太郎
五	中山勝豊	一一	花城清善	七	新嶺盛信
六	芳里良朝	一二	中里幸助	八	新嶺盛三
七	峰岡健郎	一三	松本利崑	九	若里敏行
八	知花正次	一四	山本朝徳		

二 不出席議員の通リあり

出席議員の通リあり

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
一	仲村春正	九	米須清祐	六	当山伸太郎
四	佐野真博祐	一〇	仲本正彦	七	芳里盛信
五	中山勝豊	一一	中里幸助	八	新嶺盛三
六	芳里良朝	一二	松本利崑	九	若里敏行
七	峰岡健郎	一三	山本朝徳		
八	知花正次	一四	天久盛雄		

三 欠席議員の通リあり

一、審 在成清書

六、市町村自治法第××條の規定に於て會議事件説明の責めを有する者  
は次の通りである。

村長 仲村春勝 助役 奥屋真徳 収入役 仲村春松  
財政課長 当山白雲 経済課長 澤崎安一 建設課長 桑江長徳  
水道課長 奥屋野俊

七、本會議の書記は次の通りである。

書記長 松川公義 書記 奥屋敏 書記 仲村依正

八、會議事件は次の通りである。

議案第一号 若木町倉庫積立金の繰出に付いて

議案第二号 一、村年度経済村歳入歳出の更正に付いて

議案第三号 上水道管架設給水契約の結ぶに付いて

議案第四号 土地贈与に付いて

諮問第一号 利権場改築に付いて

諮問第二号 村公設市場設置に付いて

諮問第三号 村有地(旧普同国民学校敷地)建築受入に付いて

陳情第一号 比屋川橋の架設方針に付いて

九、議事日程は次の通りである。

日程第一 議案第一号

日程第二 議案第二号

日程第三 議案第三号

- 日程第四 議案第四号
- 日程第五 諮問第一号
- 日程第六 諮問第二号
- 日程第七 諮問第三号
- 日程第八 附借第一号

ノ。會議の顛末

議長 出席ノ名々あり。而も村自治法<sup>五</sup>三條の規定により、議  
 会日成を致し、午後八時、第一回常野澤村議会議決例會を  
 開會致し、午後十時五分

諸般の報告を致し

○中部議長會々長ノ喜志川氏(嘉平郡村)副議長ノ初原正賢氏ノ  
 任朝辭下ノ件ハ、二月九日に中部議長會(丹波川村)におい、会長副  
 会長ノ選挙ノ結果を所報告致し

會長に北中野の議長、副會長に競谷村の議長ノ選挙

○去年の六月議會におい、決議致し、中部便局増設ノ件におい、  
 只野開會中ノ立法院本會議におい、審議すとの報告あり  
 あり、お知せ致し

尚、中に、本村議會におい、<sup>地</sup>現況を調査し、おし、要の<sup>あり</sup>  
 後、お話し合、手続を、この報告を終る、この致し

議長 会期におい、お語り致し

ノ。 會期一杯(10日間)持5日、理由におい、本案件の全部委員會打記

に以て充分の審議が必要と思っております。

議長 今午の審議は朝一杯と同様であり、御意見がいろいろある外に御異議ありません。

議員 異議ありません。

議長 御異議がないので、本日は(三月一日)まで十日間を以て致し、

会議所署名議員の決選法についてお諮り致します。

会議所署名議員の議長指名につきましては、御異議ありません。

異議ありません。

御異議がないので議長指名を以て致し、

一番仲村君の一番若里敏行再議をお願ひ致します。

議長 日程についてお諮り致します。

一番 全議案、諸同事項に関連致すので、一括で採るに便当  
局の説明を求めたいと思っております。

一番 条例の一部改定の件がある。今回提案は理由は、

議長 一番の出席を報告致します。

暫休憩致します(午前七時五分)

再開致します(午前七時一五分)

本日一応全議案を上げ、当局の説明を聞くに致し、

日程に入りませう。

日程第一議案第一号基本財産基金積立金の繰出しについて上提  
致します。

議長	書記の朗読を求めます。
"	提案者の説明を求めます。
村長	本案の提案理由にあり通り、現着場の九月平均値を以て着 着場法の公布施行に伴い、改築の可否は出来の様にしておきます のべ改築を以て、その資金は、他に積出す方法が望ましい。 若本財源より繰出されるべし提案を、宜しくお願ひ致します。
議長	日程第一議案第一号一九六一年度当野津村歳入歳出追加更正 予算案を提出致します。
"	書記の朗読を求めます。
"	提案者の説明を願ひます。
村長	本案は諸君案件の関連致し得る、歳入は、七、七六〇の追加 歳出の方では、着場費、市場費等、併せて提出にある。 所々、説明を求めます。
議長	日程第一議案第一号土木道資材供給契約を結ぶべし案を 提出致します。
"	書記の朗読を求めます。
"	提案者の説明を求めます。
村長	本案は、本年次水道施設工事用資材購入の件はありますが、 公積金の繰上、落札の可否、条件に依るべし提案 を以て。
議長	日程第四議案第四号土地購入の案を提出致します。

議長	書記をして朗読せよ
"	提案者の説明を求めよ
村長	本案は諸同第一号の市場改築と関連致しを以、畜産課の話しに於て建築の場所の現在の敷地は充分だが、市場の面積は、この定規必要ありを以て即答せよとの提案は、
議長	日程第二諸同第一号市場改築にかんして提案しよ
"	書記をして朗読せよ
"	提案者の説明を求めよ
村長	本諸同議案第四号と関連し、先に説明申し上げたの如く省略致しよ
議長	日程第三諸同第一号村公設市場設置にかんして提案しよ
"	書記をして朗読せよ
"	提案者の説明を求めよ
村長	本村は全琉球市町村第一位の人口を有する村であり、普天間を中心とする都市的形態を帯び、年々発展の一途を辿り、公設市場を必要とする。普天間に於いて、市場が乏しく消費面並に生産物の販路面も多大の支障を来して居り、 この点に於いて、村有地の内普天間牧敷地の軍用地の解放を以て、 この場所が、其の他最良の地を得るべしとの、村の経済発展に大に寄與するに、村有地の有効なる利用を図るために、 土地に村公設市場を設置しよとの提案は、

議長 日程第七 諮問第三号 村有地(旧警正国民学校敷地)の譲渡の要綱  
にかんして上提致しませう。

〃 書記を以て朗読せしめさせよう。

〃 提案者の説明を求めよう。

村長 本来は村有地から公設市場の設け方があるが、幸に解放  
にふりかかるとその原用、管理運営面にかんじてありませう、  
村に公設市場を設けたい。その計画案の大体を  
どうか諮問したい。

議長 日程第八、陳情第一号 比治町長稿の架設の陳情にかんして上提致  
しませう。

〃 書記を以て朗読せしめさせよう。

〃 暫休致しませう(午前十一時四十分)

〃 再開致しませう(午前十一時五十分)

〃 印を以て全議案の説明を終ることを致しませう。

〃 今回の議案第三号 水道資材供給契約の結ぶにかんしての質疑  
を願ひませう。

九 議 説明の中心が落札するに出来たか否かの点に随伴しては、  
あるが、入札に答へた業者は何か業者か。

水道課長 万行社、岩谷商事、福山商事の三社である。

一五 議 第一回第一回に入札をした三社があるが、又第一回、第二回の  
開はどうか。

水道課長 第一回の方針社、3.87ドゥ 岩谷商事が3.73ドゥ 稲山商事  
が、3.76ドゥである。第二回の方針社を入れて、稲山商  
事の3.70ドゥである。

一五番 入札の資格のある業社日〇の〇社のおいあるかどうか。

水道課長 入札の場合に新聞公告にて、公入札があるが、〇社のおい業社  
にて、外においではない。

一七番 入札を指定にある。

水道課長 はい。(五社) (朝日) を指定にある。

議長 外に質疑はあるか。

〃 進行の事がある。質疑を打切りたい。

異議なしの呼ぶがかり。

〃 即異議のふいの入札を打切ります。

〃 様の新論を求めます。

一八番 原案に賛成である。理由は、菅野澤村に水道事業が第一歩  
に入り、顔の面からすれば、速い方がいいのである。

需要者に需要を定めてから一日早く工事を施行したい。

議長 外にある人が、おしげ新論を打切りたいと思っております。

異議なしの呼ぶがかり。

〃 即異議のふいの新論を打切ります。

〃 本日議案第一号に水道資材供給契約を結ぶことについてを教  
決いたします。



議長 本業は農業通に可決するに必要議ありとせ人の  
 会員 議決するに可決あり  
 議長 所業議がふいふ議案第一号上水道資材供給契約と結ぶに  
 一人を全一致に農業通に可決に定致す  
 〃 諸同第一号利権場改築に付て質疑の願あり  
 一人 審 先に村長は看場法の改正に伴い改築に付て水は出さぬとの説  
 明あり。富野村の看場は現在の所が最適地である。  
 他に最適地はふかぬとの。調査に付てある。  
 現在の所は水の回りに不便を感じて  
 村長 現在の場所にある水に用はるべき。今度は真米原から  
 水道を引くべきに付て水は用はると思ふ  
 一人 審 水の問題は別にして場所の件は村長は最も適当な場所を  
 ふかぬとの。  
 村長 勢水には付ておく道が見える所が良し。又村長は柳に  
 に現看場への道路を作らばよい。水の解決が出来れば  
 現在の所が良しと思ふ。  
 一人 審 〃〇〇〇の算定資金を以て改築するに付て、最も便利  
 な所に持て来れば、今以上の収益が上ると思ふ。  
 一人 審 隣村の看場は、新し。村の看場を利便にせよとすれば  
 最も収益が上ると思ふ。農業は季節に付ては検討の結果  
 最も良し場所があるに付て移す必要あるとの。

村長	委員会検討の結果、場所が別々で行く。
〃	水の不足、不足以外、現在の所は1,000ガロンの運搬以外は ない。
財政課長	現在の場所を建設するのは、畜舎場法第四條に特に衛生面 等の規制があるからである。
〃	又普間地区に持ち来ると場合、収益が上がるという話がある から、畜舎場法第四條にある通り人の多い所へは出来ぬ。
〃	場所については普間地区にもあるから、畜舎場を建設する場合に 当然の坪数を要する。新に土地を購入するも莫大の金が入 るから、畜舎課の所管の所は、場所については現在の所 がよい。車寄場と水の事については、 この車寄場、水の事口解決出来るから。
〃	現在の所は、不便以外に何業者は5,000ガロンの ありである。
〃	大衆館の事は農連会に行っているから、村の畜舎場 の設備も兼ねていい。
財政課長	大衆館は去年に一回だけある。現在の所は特 に暇がないから、この設備については充分である。
議長	八春の出席を報告致します。
〃	暫休致します(午後七時三十分)
〃	再開致します(午後七時三十分)



議長 諸君第一、利公發年設置に於て、質疑、願ひます。  
八 春 市場の必要性に於て、応答に於ては、基礎的、構想を説明いたす  
の所。

議長 暫休懇談の時(約二時三十分)  
再用致しませう(約二時七分)

八 春 市場の性格に於て、その必要性に別段異論は、性格的に見  
る場合、片方の説明が、充分納得が行く。因循不見の場合  
市場内が、淋しい感じがする。  
以上述べた通りで、普天間の市場に於けるのが、  
原用料の算定基準は、5%、加算の場合、どの位か。又本村の  
企業に、何れか。

経済議長 算定基準に、先づ申して置かう。その必要があるかどうか、皆持  
つて検討して置く。

八 春 四口線の真ん中、に、異論は、單なる普天間の住民の市場化に、  
困る。現在、や、い、人、を、引、き、出、す、出、来、な、い。

経済議長 必要とすれば、敷地の所有地、を、買、取、り、し、て、残、り、を、賣、り、し、て、  
す、る、所、に、地、を、買、取、り、し、て、出、す、と、思、う。

八 春 現在、その、那、覇、の、市場、の、持、主、を、調、査、し、て、見、る、所。

経済議長 公設市場の持主、を、所、持、那、覇、と、し、て、見、る、所、に、  
地、方、の、地、主、が、居、る、と、思、う、所、に、本、格、的、な、市、  
場、は、な、い、。那、覇、の、市場、の、地、主、の、問、題、に、現、在、の、所、改、築、に、  
由、り、

出稿の形態がある。  
 議長 暫休懇致の旨(午後4時5分)  
 " 再開致の旨(午後4時5分)  
 " 外に質疑の旨がある。  
 〃 審判場致書に付いた要論は、資料の添付が不十分で、資料を  
 添付し、委員会に付託し、慎重に検討を要すると思ふが、  
 賛成の旨がある。  
 議長 又、審判委員会の付託の所見があるが、所望議決の  
 案議決の旨がある。  
 " 所望議決の旨を、委員会の付託するに致す。  
 " どの委員会に付託するかの後、一括して決意するに致す。  
 議長 暫休懇致の旨(午後4時5分)  
 " 再開致の旨(午後4時5分)  
 " 諸同業、利有地(旧普同国民学校敷地)受人要綱に付いた  
 質疑の旨。  
 〃 審判場致書略を、委員会に付託する。  
 賛成の旨がある。  
 議長 又、審判委員会の付託の旨、その動議は、振  
 出の動議の所定の賛成者がおられるか、成否をお知らせ  
 する精取極の旨。  
 案議決の旨がある。

議 長	<p>この所要議の件は、諮問第一号所有地(旧普天間国民学校敷地)受入要綱にかいて委員会に付託するべく致しませう。</p>
"	<p>陳情第一号比座川右橋の架設方陳情にかいて質疑願ひませう。</p>
"	<p>暫休致しませう(午後四時四十分)</p>
"	<p>再開致しませう(午後四時四十分)</p>
"	<p>本陳情の現地を調査しなさいと分らぬが、委員会に付託して審査せらると思ひませう。</p>
	<p>異議あり呼ぶがなし。</p>
"	<p>所要議の件は、本陳情の委員会に付託するべく致しませう。</p>
"	<p>諮問第一号村公設市場設置にかいて総工委員会に付託せらるるが、所要議ありとせん。</p>
	<p>異議あり呼ぶがなし。</p>
員 長	<p>所要議の件は、諮問第一号村公設市場設置にかいて総工委員会に付託するべく決定致しませう。</p>
"	<p>諮問第一号所有地(旧普天間国民学校敷地)受入要綱にかいて総務委員会に付託せらると思ひませう。</p>
	<p>異議あり呼ぶがなし。</p>
"	<p>所要議の件は、諮問第一号所有地(旧普天間国民学校敷地)受入要綱にかいて総務委員会に付託するべく決定致しませう。</p>
"	<p>陳情第一号比座川右橋の架設方陳情にかいて総工委員会に付託せらるるが。</p>

- 要議のべり呼ぶ
- 議長 所要議のべりのべり陳情第一号此屋の稿の架設の陳情のべり  
終の委員会に付託するべり決定致す
  - 各委員会も二四日のべり委員会の審査を終了して二八日の  
本会議に報告するべりお願ひ致す
  - 明日の委員会に付託のべり案件の廢場、此屋の良稿、石粉  
山等の現場視察をせしむと思ひます。所要議のべり人か。  
要議のべり呼ぶ
  - 所要議のべりのべり、明日の午前十時開会以て午前中の廢場、此屋  
の良稿、石粉山等の現場視察するべり致す。午後から各委  
員会も委員会を開催するべり
  - 只今定議四時を別ひす。暫く継続するべりと思ひます。  
要議のべり呼ぶのべり
  - 所要議のべりのべり暫く継続するべり致す
  - 暫休致す(午後四時五分)
  - 再開致す(午後四時十分)
  - 今日の日程は中絶のべり終るべり致す。明日の午前十時  
開会するべり致す
  - 散会(午後四時十分)